

一般廃棄物搬入届出書 (植木剪定材用)

(宛先) 鎌倉市長		年 月 日
搬入者		
所在地 (住所)		
事業所名		
代表者名(氏名)		
電話番号 ()		
登録番号 () 車両番号 ()		
次のとおり届け出ます。		
搬入年月日	年 月 日	
発生事由	<input type="checkbox"/> 庭等の植木剪定 <input type="checkbox"/> 庭等の草刈 <input type="checkbox"/> 竹・笹・シュロ類 <input type="checkbox"/> 太い枝・幹類 <input type="checkbox"/> その他()	
発生場所	発生年月日 年 月 日 ※地番又は住居表示を明記してください。 発生場所 鎌倉市	
排出者(発生場所の占有者) ※調査のため問い合わせをする場合があります。	※発生場所の占有者が記入してください。 住 所 氏 名 (印) 電話番号 ()	

(注意事項)

- 1 搬入の際は、必ずこの届出書を提出してください。提出がない場合は搬入できません。
- 2 太線内の欄は排出者が自署し必ず押印してください。押印がない場合は搬入できません。
- 3 植木剪定材以外の物が混入していた場合は、受入れを拒否することがあります。
- 4 植木剪定材は長さ 1.5m以下に切ってください。直径 60cm を超える幹類は 60cm 以下に切ってください。また太さ 15cm 以上の幹類は降ろす場所が別ですので、混載せずに搬入してください。
- 5 事業場内では、係員の指示に従い安全作業に努め、植木剪定材は各自で荷降ろしてください。
- 6 搬入物は鎌倉市内で発生した一般廃棄物に限ります。建設工事等に伴う伐採樹木等(建設廃棄物)は産業廃棄物となるため受け入れできません。
- 7 不正搬入(市外発生物の搬入・産業廃棄物の搬入等)が認められた場合は、以後の搬入ができなくなる場合があります。
- 8 受入時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～11 時 30 分、午後 1 時 ～ 4 時 30 分
土曜日 午前 8 時 30 分～11 時 30 分

9 問い合わせ先

鎌倉市役所環境部ごみ対策課 電話 0467(61)3396
 植木剪定材受入事業場 電話 0467(45)0526